

大分県 I C T 講習会運営等業務 仕様書

本仕様書は、大分県（以下「県」という。）が行う「大分県 I C T 講習会運営等業務」（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務の名称

大分県 I C T 講習会運営等業務

2 業務の目的

本業務は、I C T 活用にかかる講習会や相談会の開催等により、I C T 活用に取り組む県内建設企業の人材育成を支援するとともに、建設現場での生産性向上を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 2 5 日

4 業務の内容

（1）施工・設計側への D X 支援

I C T 活用工事の普及に向けて、県内の建設企業等に対し、3次元設計データ作成等の講習会の開催及び I C T 活用工事にかかるオンライン相談を実施し、I C T 及び D X に関する技術支援を行うものとする。

① 受注者向け講習会

県内の建設企業へのアンケートの結果、I C T 活用工事において「3次元設計データの作成」に課題を感じていることから、3次元設計データを作成できる技術を持った人材の育成に向けて、P C や測量機器を使用した講習会を開催する。また、ワークショップ形式により模擬の現場条件のもと、I C T 活用の特徴を整理した上で、I C T 活用計画立案の研修を実施する。講習会は3回開催し、1回あたりの時間は6時間程度、受講者数は約25名を想定している。

② I C T 活用工事にかかるオンライン相談

建設現場における I C T 活用計画の個別相談や、I C T 活用工事に関する疑問や意見に対する問い合わせ窓口を設置し、電話、電子メール、ウェブ会議などのオンラインで対応する。現場条件や施工内容を踏まえた I C T 活用についてアドバイスを行うとともに、技術基準類の解説など、建設現場での I C T 活用が円滑に実施できるように支援を行う。本業務での対応件数は、10件を想定している。

（2）行政側の I C T 活用人材の育成

I C T 活用の実施件数の増加や C I M の取り組みなど、3次元データによる管理を円滑に行うため、I C T 活用人材の育成を行う。

① 発注者向け講習会

I C T活用工事の発注者（主に監督職員）に対して、主に下記に関する知識を習得するための、講習内容を検討・立案し、研修を実施する。講習会は2回開催し、1回あたりの時間は3時間程度、受講者数は約30名を想定している。

- 国土交通省のI C T活用工事の最近の動向とI C T技術紹介
- I C T活用工事における監督・検査職員の実施内容
- I C T機器の操作体験

(3) セミナー等の開催準備及び報告書とりまとめ

(1)～(2)の共通事項として以下の準備及び成果の取りまとめを行う。

- 各講習等の内容に応じた講師の選定・調整及び必要な資器材の調達
- 各講習会の参加者に対するアンケートの実施・とりまとめ
- 各講習会の実施状況とりまとめ
- 次年度以降の講習会内容の検討（プログラムの立案、業務概算額の見積等）

5 業務計画

乙は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。また、業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果品の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果品の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制（緊急時含む）
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他

6 打合せ協議

打合せ回数は、当初と最終の2回を基本とする。業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度乙が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。また、必要に応じて中間協議を実施するものとする。

7 業務経過の報告

本業務実施期間中において、乙は監督員と密接な連絡を保ち、業務を遂行するため、監

督員が必要と認めた場合には、途中経過をその都度報告するとともに監督員の指示に従わなければならない。

8 貸与資料

本業務に必要な資料は、甲より貸与するが、乙は、貸与品の亡失・汚損・破損のないよう、その取り扱いについて十分注意しなければならない。また、甲の指示する目的以外にこれを使用してはならない。なお、資料使用中であっても、甲から返却指示があった場合は、速やかに返却するものとする。

9 部分使用

甲は、中間報告を受けたあと、乙に対して部分使用を請求することができるものとする。この場合、部分資料の請求及びこれに対する乙の承諾は、業務打合せ簿をもって行うものとする。

10 消耗品・説明機材等必要な物品類

この業務に用いるCD-R等の消耗品・説明機材等必要な物品類は乙が負担し、その一部を納品するものとする。

11 成果品

本業務における納入成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|---------|--------------------|
| ① 業務報告書 | A4版(パイプ式ファイル)：1部 |
| ② 電子納品 | CD-R等：2部 |
| ③ 業務工程 | その他発注者の指示する資料 必要部数 |

12 その他

本仕様書に定めのない事項については、県と受託者との協議により、これを定めるものとする。